

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西目屋村は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県西目屋村長

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、要介護認定、保険給付などに関する事務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格記録管理 ②申請書や届出書に関する確認 ③保険料賦課の算定・発送や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ④保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ⑤被保険者の介護認定情報管理 ⑥被保険者の給付実績管理 ⑦保険料の徴収(特別徴収、口座振替・納付書による普通徴収)、滞納管理、給付制限管理 ⑧「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項及び別表第1の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,60,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,117,120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西目屋村役場 企画財政課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西目屋村役場 住民課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすることを遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム関係において業務に必要ではない特定個人情報の閲覧ができないようアクセス制限が実施されている。また、個人情報について原則、収集・保管は行わず、限定的な事務における収集・保管を行った際は、その事務が完了した段階で適切に破棄することとしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 (5. 評価実施期間における	住民課長 三浦 勝	住民課長 小山内 猛	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 (1. 対象人数 いつ時点の	平成27年11月27日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 (1. 取扱者数 いつ時点の	平成27年11月27日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提
令和2年12月1日	I 関連情報 (7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先)	西目屋村役場 総務課 〒036-1492 西目屋村大字田代字稲元144番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	西目屋村役場 企画財政課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年12月1日	I 関連情報 (8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ)	西目屋村役場 総務課 〒036-1492 西目屋村大字田代字稲元144番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	西目屋村役場 住民課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	I 関連情報 (5. 評価実施機関における担	住民課長 小山内 猛	住民課長 三上 誠幸	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提
令和5年4月1日	I 関連情報 (5. 評価実施機関における担	住民課長 三上 誠幸	住民課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提
令和5年8月31日	I 関連情報 (3. 法令上の根拠)	番号法第9条および別表第1第68号	番号法第9条第1項、第2項及び別表第1の68の項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和5年8月31日	I 関連情報 (4. ②法令上の根拠)	番号法別表第二の 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56- 2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,117の項	番号法第19条第8号及び別表第二の 1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,60,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,1 17,120の項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和6年1月10日	I ー1②事務の概要		⑧「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等 を追記	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更
令和6年1月10日	I ー1③システムの名称		サービス検索・電子申請機能、申請管理システム を追記	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更
令和6年1月10日	II ー1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年1月5日 時点	事後	
令和6年1月10日	II ー2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年1月5日 時点	事後	
令和7年7月18日	II しいき値判断項目 (1. 対象人数 いつ時点の計数か)	令和6年1月5日 時点	令和7年1月6日	事後	
令和7年7月18日	II しいき値判断項目 (2. 取扱者数 いつ時点の計数か)	令和6年1月5日 時点	令和7年1月6日	事後	
令和7年7月18日	IVリスク対策/8.人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月18日	IVリスク対策/8.人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か/判断の根拠		申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすることを遵守している。	事後	
令和7年7月18日	IVリスク対策/11.もっとも優先度が高いと考えられる対策/もっとも優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	
令和7年7月18日	IVリスク対策/11.もっとも優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年7月18日	IVリスク対策/11.もっとも優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か/判断の根拠		システム関係において業務に必要ではない特定個人情報の閲覧ができないようアクセス制限が実施されている。また、個人情報について原則、収集・保管は行わず、限定的な事務における収集・保管を行った際は、その事務が完了した段階で適切に破棄することとしている。	事後	